

聖籠町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第8号

聖籠町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の旅費に関する条例（昭和30年聖籠町条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町職員等の旅費に関する条例

第1条中「職員」の次に「又は職員以外の者」を加える。

第2条第1項第3号中「旅行」の次に「し、又は職員以外の者が公務のために一時その住所又は居所を離れて旅行」を加える。

第3条第4項を次のように改める。

- 4 職員以外の者が町の依頼に応じ、公務のために旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。